

(別紙1)

沖縄県胃がん・大腸がん検診精密検査協力医療機関の名簿登載条件等

1 登載条件

(1) 胃がん検診精密検査協力医療機関

- ア 精密検査として、内視鏡検査が実施できること。
- イ 生検組織の採取が可能な胃内視鏡検査装置を有し、生検が可能であることかつ内視鏡検査に習熟した検査担当医（日本消化器内視鏡学会認定の専門医又は指導医、若しくはそれに準ずる習熟した医師）が対応できること。
- ウ 検査担当医（日本消化器内視鏡学会認定の専門医及び指導医を除く。）は、県内外で開催される消化管疾患に関する学会及び研究会又は講演会に年3回以上出席していること。
- エ 精密検査の結果を、一次検診機関へ速やかに報告すること。
- オ 全国がん登録に協力すること。

(2) 大腸がん検診精密検査協力医療機関

- ア 全大腸内視鏡検査が実施できるか又はS状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査が実施できること。
- イ 生検組織の採取が可能な内視鏡検査装置を有し、生検が可能であること。かつ内視鏡検査に習熟した検査担当医（日本消化器内視鏡学会認定の専門医又は指導医、若しくはそれに準ずる習熟した医師）が対応できること。
- ウ 検査担当医（日本消化器内視鏡学会認定の専門医及び指導医を除く。）は、県内外で開催される消化管疾患に関する学会及び研究会又は講演会に年3回以上出席していること。
- エ 精密検査の結果を、一次検診機関へ大腸内視鏡検査実施日から基本的に約1ヶ月以内に報告するよう努めること。
- オ 全国がん登録に協力すること。

2 届出書の添付書類（胃がん・大腸がん検診精密検査協力医療機関共通）

(1) 新規または更新に係る届出書（共通様式第1号）の添付書類

※ 次に掲げる添付書類のほか、承諾書（共通様式第4号を添付すること）。

ア 検査担当医が、日本消化器内視鏡学会認定の専門医又は指導医、若しくはそれに準ずる習熟した医師であることの証明（日本消化器内視鏡学会認定の専門医又は指導医の場合は認定証の写し、それ以外の医師については別紙1-1）

※ 日本消化器内視鏡学会認定の専門医又は指導医に準ずる習熟した医師とは、過去5年間の検査実績について、次に掲げる基準を満たす者をいう。

- (a) 胃がん検診精密検査協力医療機関の検査担当医  
上部消化管の検査件数が800例以上
- (b) 大腸がん検診精密検査協力医療機関の検査担当医  
上部消化管の検査件数が800例以上、下部消化管の検査件数が100例以上、治療内視鏡の検査件数が20例以上

イ 検査担当医（日本消化器内視鏡学会認定の専門医及び指導医を除く。）が届出時の前年（1月～12月）に、県内外で開催される消化管疾患に関する学会及び研究会又は講演会に年3回以上出席していることの証明（別紙1-2）

(2) 変更に係る届出書（共通様式第2号）の添付書類

変更の内容に応じ、(1)に掲げる書類を添付すること。

(別紙1-1)

内視鏡学会認定専門医又は指導医に準ずる  
習熟した医師であることの証明

過去5年間（      年1月～      年12月）の検査件数は、以下のとおりです。

検査担当医氏名： \_\_\_\_\_

内 容	検査件数	実績基準
上部消化管		800 例以上
下部消化管		100 例以上
治療内視鏡		20 例以上

内 容

1 胃がん検診精密検査協力医療機関

検査件数実績基準 上部消化管 800 例以上

2 大腸がん検診精密検査協力医療機関

検査件数実績基準 上部消化管 800 例以上、下部消化管 100 例以上、治療内視鏡 20 例以上

(注) 届出時の前年から過去5年間の実績を記入して下さい。

(別紙1-2)

県内外で開催される消化管疾患に関する  
学会及び研究会又は講演会への出席状況

過去1年間の研究会等への出席状況は以下のとおりです。

検査担当医氏名： \_\_\_\_\_

年 月 日	研究会等名称

- (注) 1 届出時の前年(1月～12月)の出席状況を記入して下さい  
2 受講証等があれば、写しも添付して下さい。  
3 「研究会等」とは、日本消化器内視鏡学会専門医・指導医認定のための業績ポイントになる研究会等及び日本医師会生涯教育講座に認定された講座で消化管疾患に関するものをいいます。